

現に効力を有する登記事項について、職権登記を行うものは次のとおりです。

株式会社について新たに登記されるもの（整備法第61条第1項，第113条第2項，第3項，第4項）

- ア 株券発行会社である旨（株券を発行している会社）
- イ 取締役会設置会社である旨
- ウ 監査役設置会社である旨
- エ 特別取締役による議決権の定め及び特別取締役の氏名

株式会社について抹消するもの（整備法第113条第1項）

- ア 株券を発行しない旨の定め
- イ 議決権制限株式を有する株主の権利に関する定め
- ウ 開業前の利息の配当の規定
- エ 登録機関の氏名及び住所並びに営業所
- オ 代表取締役又は代表執行役の共同代表に関する規定
- カ 重要財産委員会を置く旨及び重要財産委員の氏名
- キ 委員会等設置会社である規定
- ク 清算人の共同代表に関する規定
- ケ 支配人の共同代理に関する規定

株式会社について登記が変更されたものとみなされるもの（整備法第61条第1項，第113条第1項）

- ア 委員会設置会社（旧 委員会等設置会社）
- イ 存続期間（旧 存立時期）
- ウ 資本金の額（旧 資本の額）
- エ 発行可能株式総数（旧 発行する株式の総数）
- オ 発行可能種類株式総数（旧 発行する各種株式の株式）
- カ 単元株式数（旧 1単元の株式の数）
- キ 株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所（旧 名義書換代理人の氏名及び住所並びに営業所）

<p>合名会社又は合資会社について新たに登記するもの（整備法第74条第2項から第4項まで）</p> <p>公告をする方法</p>
<p>合名会社又は合資会社について抹消するもの（整備法第74条第1項）</p> <p>ア 社員の共同代表に関する規定</p> <p>イ 合併の公告をする方法</p> <p>ウ 清算人の共同代表に関する規定</p> <p>エ 支配人の共同代理に関する規定</p>
<p>合名会社又は合資会社について登記すべき事項名が変更されるもの（整備法第74条第1項）</p> <p>存続期間（旧 存立時期）</p>
<p>特例有限会社について新たに登記するもの（整備法第42条第2項，第3項，第5項，第6項，第7項）</p> <p>ア 発行可能株式総数及び発行済株式の総数</p> <p>イ 株式の譲渡制限に関する定め</p> <p>ウ 公告をする方法</p>
<p>特例有限会社について抹消するもの（整備法第42条第2項）</p> <p>ア 出資1口の金額</p> <p>イ 取締役の共同代表に関する規定</p> <p>ウ 合併等の公告をする方法</p> <p>エ 清算人の共同代表に関する規定</p> <p>オ 支配人の共同代理に関する規定</p>
<p>特例有限会社について登記すべき事項名が変更されるもの（整備法第42条第1項，第2項）</p> <p>ア 資本金の額（旧 資本の総額）</p> <p>イ 存続期間（旧 存立時期）</p>